

## 第1 目的

このマニュアルは、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）が発注する業務（物品の購入、業務の委託及び工事の請負等をいう。）に係る競争入札について、入札談合の疑義があった場合の対応について定める。

## 第2 談合情報への対応方法

### 1 談合情報の確認、通報及び調書の作成

談合情報を入手した場合は、談合情報記録書（第1号様式又は第2号様式）に当該情報の内容を記録し、速やかに工事契約担当課長に通報するとともに、談合情報報告書（第3号様式又は第4号様式）を契約担当課へ提出するものとする。

### 2 具体的な対応

談合情報については、原則として、次の手順により対応するものとする。ただし、会津若松地方広域市町村圏整備組合公正入札調査委員会（以下「公正入札調査委員会」という。）の承諾を得た場合には手順及び調査方法等を変更することができるものとする。

#### (1) 入札（開札）前に談合情報を入手した場合

##### ① 談合情報の信憑性の判定

チェックリスト1-1により情報の信憑性の判定を行う。

当該判定の結果、「談合情報の信憑性が高い」場合には、②以下の対応を行う。

この場合において、②及び③の対応が入札（開札）時までには完了しないおそれがある場合には、当該入札を中止又は入札（開札）日時を延期することができるものとする。

##### ② 公正入札調査委員会への報告

公正入札調査委員会に対し談合情報内容の報告を行う。

##### ③ 誓約書の徴取

応札者全員から誓約書（参考様式）を徴する。

##### ④ 入札（開札）

応札者全員の立会いのもと入札（開札）を行う。

この場合に、落札決定は行わないものとする。

##### ⑤ 談合の疑義の判定

入札（開札）後、チェックリスト1-2により談合の疑義の判定を行う。

##### ⑥ 公正入札調査委員会への判定結果の報告

談合の疑義の判定があった場合には、速やかにその結果を公正入札調査委員会に報告する。

当該判定の結果「談合の疑義が有り」となった場合には⑦以下の対応を行う。

##### ⑦ 詳細な価格内訳書の徴取

応札者全員から詳細な価格内訳書を徴する。

##### ⑧ 事情聴取

応札者全員に対する事情聴取（第5号様式）を行う。

⑨ 公正入札調査委員会における審議

公正入札調査委員会において、入札結果、積算の内容及び事情聴取結果をもとに、次の事項について審議を行う。

ア 当該入札に係る落札決定又は入札の中止について

イ 警察への通報の必要性について

ウ 以後の類似業務の発注のあり方について

エ その他必要と認める事項

当該委員会において審議し決定した事項については、管理者の決定を受ける。

⑩ 落札決定又は入札中止の通知

応札者に対し、落札決定又は入札中止の通知を行う。

⑪ 公正取引委員会等への通報

談合情報に関する上記手続き完了後、公正取引委員会（必要に応じ警察）へ通報（第7号様式）する。

(2) 入札（開札）後に談合情報を入手した場合

① 談合情報の信憑性の判定

チェックリスト2により談合情報の信憑性の判定を行う。

当該判定の結果、「談合情報の信憑性が高い」場合には、②以下の対応を行う。

② 公正入札調査委員会への報告

公正入札調査委員会に対し談合情報内容の報告を行う。

③ 詳細な価格内訳書の徴取

応札者全員から詳細な価格内訳書を徴する。

④ 事情聴取

応札者全員に対する事情聴取(第6号様式)を行う。

⑤ 公正入札調査委員会における審議

公正入札調査委員会において入札結果、積算の内容及び事情聴取結果をもとに、次の事項について審議を行う。

ア 談合の疑義について

審議の結果、「談合の疑義あり」となった場合には、以下のイ～エについて審議するとともに、⑥以下の対応を行う。

イ 警察への通報の必要性について

ウ 以後の類似業務の発注のあり方について

エ その他必要と認める事項

当該委員会において審議し決定した事項については、管理者の決定を受ける。

⑥ 誓約書の徴取

応札者全員から誓約書（参考様式）を徴する。

⑦ 公正取引委員会等への通報

談合情報に関する上記手続き完了後、公正取引委員会（必要に応じ警察）へ通報（第7号様式）する。

第3 入札結果から談合の疑義が生じた場合の対応方法

1 具体的な対応

入札結果から談合の疑義が生じた場合には、原則として、次の手順により対応するものとする。

ただし、公正入札調査委員会の承諾を得た場合には、手順及び調査方法等を変更することができるものとする。

① 談合の疑義の判定

チェックリスト3により談合の疑義の判定を行う。

当該判定の結果、「談合の疑義があり」となった場合には、②以下の対応を行う。

② 公正入札調査委員会への報告

公正入札調査委員会に対し談合情報内容の報告を行う。

③ 詳細な価格内訳書の徴取

応札者全員から詳細な価格内訳書を徴する。

④ 事情聴取

応札者全員に対する事情聴取(第6号様式)を行う。

⑤ 公正入札調査委員会における審議

公正入札調査委員会において、入札結果、積算の内容及び事情聴取結果をもとに、次の事項について審議を行う。

ア 談合の疑義について

審議の結果「談合の疑義あり」となった場合には、以下のイ～エについて審議するとともに、⑥以後の対応を行う。

イ 警察への通報の必要性について

ウ 以後の類似業務の発注のあり方について

エ その他必要と認める事項

当該委員会において審議し決定した事項については、管理者の決定を受ける。

⑥ 誓約書の徴取

応札者全員から誓約書（参考様式）を徴する。

⑦ 公正取引委員会等への通報

談合情報に関する上記手続き完了後、公正取引委員会（必要に応じ警察）へ通報（第7号様式）する。

第4 個別手続きの手順等

1 事情聴取の方法

(1) 事情聴取は、工事契約担当課長及び工事等担当課長により行うものとする。

(2) 事情聴取は、入札参加（予定）者の代表者又は契約を締結する権限を有する者に対し行うものとする。

(3) 事情聴取は、1者ずつ個別に行うものとする。

事情聴取項目は事情聴取書（第5号様式又は第6号様式）に掲げる項目とする。

## 2 誓約書の徴取

(1) 誓約書を徴する場合は、別記1の注意事項を読み上げ、入札参加（予定）者に対し説明するものとする。

(2) 誓約書は、入札参加（予定）者から自主的に提出させるものとし、誓約書を提出しない場合は、誓約書に代えて誓約書を提出できない理由書（様式任意）を提出させるものとする。

## 3 注意喚起

談合情報を受けた案件について、入札（開札）を執行する場合は、別記2の注意事項を読み上げるものとする。

## 4 その他

このマニュアルに定めるもののほか、談合疑義への対応に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

このマニュアルは、平成18年9月1日から施行する。

### 別記1（第4の2の(1)関係）

#### 注意事項（誓約書の取り扱い）

提出された誓約書等の写しは、公正取引委員会に送付する場合があります。

なお、誓約書の提出は任意でありますので、誓約書を提出しない場合は、誓約書に代えて「誓約書を提出できない理由書」（任意様式）を提出してください。

### 別記2（第4の3関係）

#### 注意事項（入札に際しての注意）

本件入札について談合があったとの通報がありましたが、入札参加者全員から誓約書の提出があったため、これから入札（開札）を執行します。

（入札にあたっては、会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札心得を遵守し、厳正に入札してください。）

落札者については一旦決定を保留し、当該入札結果を調査したうえで、後日、決定します。

入札（開札）後、明らかに談合その他の不正行為の事実があったと認められた場合は、本件入札を無効とします。